平成２９年度第４回御船町議会定例会（８月会議）　議事日程

平成 29 年８月 10 日

午前 10 時 00 分開会

１　議事日程

第１　会議録署名議員の指名

１番　清水　　聖　君

７番　藤川　　博和　君

第２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第３　報告第　５号　専決処分の報告について

第４　報告第　６号　専決処分の報告について

第５　報告第　７号　専決処分の報告について

第６　報告第１６号　工事請負契約の締結について

第７　議案第１７号　工事請負契約の締結について

第８　議案第１８号　工事請負契約の締結について

第９　発議第　１号　平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨からの復旧復興に係る特別な支援を求める意見書の提出について

２　出席議員は次のとおりである（13 人）

１番　清水　　聖　君	２番　森田　優二　君
３番　岩永　宏介　君	４番　中城　峯雄　君
５番　福永　　啓　君	６番　田上　　忍　君
７番　藤川　博和　君	９番　塚本　勝紀　君
10番　田中　隆敏　君	11番　沖　　徹信　君
12番　井本　昭光　君	13番　岩田　重成　君
14番　田端　幸治　君	

３　欠席議員　（１人）

８番　池田　浩二　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１名）

事務局長　福本　悟　君

５　説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	藤木正幸君	教育長	本田惠典君
総務課長	吉本敏治君	企画財政課長	坂本幸喜君
税務課長	宮崎　靖君	町民保険課長	宮崎尚文君
こども未来課長	野口壮一君	福祉課長	道山敏文君
健康づくり支援課長	西橋静香君	農業振興課長	藤野浩之君
商工観光課長	作田豊明君	建設課長	松岡秀明君
学校教育課長	坂本朋子君	社会教育課長	宮川一幸君
環境保全課長	緒方良成君	会計管理者	福田敏江君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（田端幸治君）　おはようございます。

ただ今から、平成29年度第４回御船町議会定例会を再開します。

本田安洋副町長及び８番、池田浩二議員から都合により欠席の申し出があっております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、１番、清水蕙君、７番、藤川博和君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（田端幸治君）　日程第２、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

初めに福岡県、大分県を中心に発生をしました平成29年７月の九州北部豪雨においてお亡くなりになられた方々や御遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

御船町議会といたしまして、被災されました町村議会、大任町議会、添田町議会、東峰村議会に対し、少しでも支援させていただきたく、義援金を直接持参させていただきました。被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を７月27日に開催し、各種案件、定例会８月会議の進行等について協議を行いました。第４回御船町議会定例会の議事日程は、８月10日の１日間と決定しました。議会全員協議会を８月４日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、８月４日に開催しました議会広報編集特別委員会において、委員長辞任の申し出が許可され、新委員長に岩永宏介議員、副委員長に中城峯視議員が互選されましたので御報告いたします。

次に、７月22日、午後７時から、第10回議会報告会を町内２カ所で開催をしました。今回は、平成28年度の議会活動について報告を行い、約90名の町民の皆様の参加をいただきありがとうございました。

なお、皆様からいただきました議会に対する質問、意見、要望等につきましては取りまとめの上、議会だよりあおぞら21においてお知らせを予定しています。

次に、陳情第４号、上野・田代ため池事業に関する要望書については、産業厚生常任委員会に付託することとしました。また陳情第５号、上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策についての陳情書については総務文教常任委員会へ付託することとしました。

次に、九州中央自動車道建設促進沿線協議会の総会、決起大会が７月10日に宮崎県高千穂町のホテル高千穂で開催されました。熊本県と宮崎県の両県で３市10町２村の関係者約200人が出席し、１、小池高山・北中島間の早期完成を図ること。２、北中島・矢部間の開通時期を明示し、早期完成を図ること。３、蘇陽・五ヶ瀬・高千穂間の事業化に向けた沿線段階評価の早期完了を図ること。４、矢部・蘇陽間、日之影・蔵田間の計画段階評価の早期着手を図ることなどを含む６項目が決議され、また８月７日から当月９日にかけて、九州中央自動車道建設促進沿線協議会による国土交通省九州地方整備局をはじめ、地元選出国会議員事務所など、早期完成を求める提言活動を行いました。

次に、視察受け入れについて報告します。６月30日に宮城県川崎町議会、７月４日に鳥取県北栄町議会、７月14日に福岡県大木町議会、７月31日に宮崎県東臼杵郡議長会、８月１日に和歌山県南部町議会、８月２日には岐阜県御嵩町議会の研修を受け入れ、議会活性化の取り組み、震災に対する議会の対応や復興について、及び議会だよりあおぞら21などについての意見交換を行いました。その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条第３項の規定による例月現金出納検査、５月、６月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告の前に、まず、町民の皆様にお詫びを申し上げます。

去る７月８日の新聞報道にありましたとおり、平成28年度の町民税及び国民健康保険税の徴収ミス、並びに昨年４月から本年６月までの保育料の一部の徴収ミスがあった件、さらに７月20日に新聞報道がありました落雷に伴い町内の一部において断水が発生した件であります。

町民税や保育料の徴収につきましては、今後においても丁寧な対応を行い、納付への協力に向け進めてまいります。また落雷に伴う断水につきましても再度伝達システム等の確認を行い、短時間で対応できるよう努めてまいりたいと思います。関係者をはじめ町民の皆様に御迷惑をかけましたことを改めてお詫びを申し上げます。

それでは、行政報告に移ります。

まず、総務課について報告いたします。

被災４自治体合同による総合土木職及び建築技師職の任期付職員採用につきまして、７月22日、福岡会場において１名、７月30日、東京会場において４名、８月５日及び６日に熊本会場において７名の面接試験を実施しております。その結果に基づき、不足している技術系職員の補充を行い、迅速な復旧につなげていきたいと考えております。

７月29日に御船中学校グラウンドにて上益城郡消防大会が開催されました。各町から総勢239名の参加があり、本町からは団長以下46名が参加し通常点検等が行われました。

次に、企画財政課について報告します。

７月24日に、御船町議会とともに、福岡県の大任町、添田町、東峰村へ災害見舞いに行

きました。特に東峰村では１時間に100ミリを超える雨量が測定され、住宅地に押し寄せた流木によって家屋や橋りょう、農地等に大きな被害をもたらしていました。

次に、竹バイオマス事業に係る損害賠償請求訴訟について報告します。第８回口頭弁論が６月30日に開催されました。これまでの弁論では双方の主張を提出し、争点の整理が行われました。次回は９月１日に予定されています。次回の口頭弁論より具体的に損害の有無について検討していく予定となっています。

次に、こども未来課について報告いたします。

町立高木保育園民営化に係る進捗状況について報告します。高木保育園の引受法人である社会福祉法人南苑会において、新しい園舎建設に向けた入札が７月31日に実施されました。熊本市の株式会社小竹組様が落札され、理事会の承認を得て、工事請負契約の運びとなりました。今後、平成30年４月からの開園に向け工事が進められていきます。町も定期的に工事の進捗状況を把握し、開園の遅れが生じないよう携わっていきます。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきまして、７月31日現在で91件の発注を行っています。今後も計画的に工事の発注を進め、早期の営農再開を目指していきます。また、熊本地震復興基金による農家の自力復旧支援事業につきましては、７月31日現在で130件の申請があっています。５月１日から行っている被災住宅復旧支援事業の申請については、７月31日現在で71件の受け付けを行っています。内訳については、擁壁復旧工事58件、地盤復旧事業１件、ジャッキアップ工事20件の申請がありました。

次に、平成29年発生した台風３号及び梅雨前線豪雨の被害について報告します。農業用関係施設の被害として、ビニールハウスの損傷や農業用倉庫、牛舎サイロの屋根等の破損が46件、約2,028万7,000円の被害がありました。また、農作物の被害として、クリについて27ヘクタール、葉たばこについては1.5ヘクタールの冠水被害がありました。また、農地の被害として15カ所、約2,800万円、農道や用排水路等の農業施設が22カ所、約3,500万円の被害の報告がありました。

次に、商工観光課について報告します。

熊本地震で被災した街なかギャラリーの復旧工事は、５月26日から着工し、台風３号の影響が心配されましたが、特段被害もなく、11月末の完了に向けて着々と進んでいます。

続いて、御船があーっぱ祭りについて報告します。８月13日に御船川河川敷お祭りひろ

ばにおいて「復興元年一致団結！！共に友と楽しもうファイト～」というテーマで開催することが決定しました。現在各関係団体と協議を重ね準備を進めています。22団体、約1,100名の総踊りの参加申し込みがあっており、２年ぶりの開催となった祭りを盛り上げていきたいと思います。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について報告します。６月13日に一丁目区において事業説明並びに建設候補地の説明会を行いました。説明会ではおおむね住民の理解を得られ、現在鉄筋コンクリート造りでの建設に向けて検討を進めているところです。

また、７月15日に災害公営住宅建設予定地区の用地交渉を行いました。地権者の反応は協力的であり、今後早急に用地取得に向け事務処理を行うこととしています。なお、可能であれば今月中に境界確定、税務署協議等を含め早期の着工に向けて取り組みたいと考えています。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。７月５日に滝尾地区、６日に小坂地区の説明会を行い、県との滑動ブロック工法協議が完了したところです。今後９月以降に工事発注を行う予定としています。中原団地については、実施設計が８月中に完了する予定であり、９月以降には工事の発注を行い、平成29年度末までには事業を完了する予定となっています。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。妙見坂・辻・玉虫団地については、既に復旧工事を進めています。生活スペースである内部改修については入居者との連絡・調整を密にし、細心の注意を払いながら行っています。外部改修についてはおおむね順調に進んでいます。中原団地については、熊本地震により多大なダメージを受けた住戸もあることから、これらの住戸について用途廃止も含め検討しているところです。入居者への説明会の開催を予定しており、関係各課との協議を進めています。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について報告します。現在県との工法協議が42件中32件完了し、詳細設計については５件完了しています。また、８月中には詳細設計も完了し、随時工事発注を行う予定です。

次に、４月14日の熊本地震災害、６月の梅雨前線豪雨に係る工業土木施設災害復旧工事の進捗状況について報告します。７月31日現在において発注状況は221件、19億2,523万4,000円、発注率は全体の約63.2％となっています。平成29年度の発注計画は349件、27億

4,767万8,000円、発注率約93％としています。今後においても災害復旧工事の発注事務を迅速に進めることとしています。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請は８月１日現在1,307件となっています。そのうち解体完了件数は1,092件、83.6％です。平成29年10月末までの解体完了予定件数は1,291件となっています。また、町民グラウンドの災害廃棄物一次仮置き場を10月31日に閉鎖することとしました。周知についてはホームページ、広報みふね、回覧等でお知らせします。

次に、学校教育課について報告します。

７月25日、御船小学校を会場に２年ぶりに水泳記録会が開催されました。新記録を出した児童もおり、子どもたちは生き生きと泳いでいました。

次に、熊本地震により被災した小坂小学校の一部解体建替工事の入札が７月31日に行われました。熊本市内の業者が落札し、今回議案を提出しているところです。また、平成28年度から29年度へ繰り越していた高木小学校運動場は工事が完了し、七滝中央小学校運動場の整備及び給食室裏の擁壁についてはまもなく完了の見込みとなっています。

７月の豪雨と台風３号により給食センターや複数の小学校に被害が発生しました。いずれも工事をしなければならないものについては、専決処分で対応しています。

次に、社会教育課について報告します。

７月14日、御船町恐竜博物館横の空き地において、恐竜博物館とロッキー博物館姉妹館提携５周年の記念植樹を行いました後、特別展のオープンセレモニーを行いました。在福岡米国領事館領事、バネッサ・ゼンジ氏をはじめ、町議会等多数の御来賓出席のもと盛大に行われました。主催者を代表して、蒲島郁夫熊本県知事にごあいさつをいただきました。テープカット後、特別展の内覧会を行い、参加者は最後まで熱心に観覧されました。

また、７月16日、県庁地下大会議室において特別展記念講演会を開催しましたところ、県内外から300名近くの参加があり、盛会のうちに終了しました。

次に、７月24日から御船中学校で開催されました地域未来塾について報告します。本年度で３年目となり、３年生の参加数はこれまでのなかで一番多く、学習に対する子どもたちの意欲が高まってきていると感じています。学力の向上につながればと期待しているところです。

次に、スポーツセンターの復旧工事ですが、既に着工しております。来年２月までの工

期を予定しているところです。アリーナにつきましては、今年中に開館を目指しています。カルチャーセンターホールにつきましては、査定は終わっていますが、まだ開館の見通しが立つまでは至っていない状況です。

以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　報告第５号　専決処分の報告について

○議長（田端幸治君）　日程第３、報告第５号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第５号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決事項の指定第６号に基づき専決処分を行ったので、同条第２項の規定に基づき報告する。

御専第８号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第２号）について、御専第９号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　それでは、私から日程第３号、報告第５号、専決処分の報告について、説明を申し上げます。

本件につきましては、一般会計並びに緑の村運営事業特別会計の専決処分の報告になります。７月４日の台風３号並びに６日の集中豪雨による災害等により応急に必要となった維持補修に関する補正について、７月７日付けで専決処分を行いましたので議会に報告するものであります。

まず、御専第８号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第２号）予算書を御覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ204万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,062万6,000円とする。

それでは、詳細について御説明します。まず４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入です。19款、繰越金、補正額204万9,000円、補正後１億9,841万5,000円。これは平成28年度から29年度への繰越金を予算化しております。

次に５ページを御覧ください。歳出になります。３款、民生費、補正額９万6,000円、補正後32億1,902万4,000円。これは、高木学童保育施設が台風３号により被災し、補正し

たものであります。９款、教育費、補正額91万7,000円、補正後７億3,598万2,000円。主なものは、木倉小学校校舎看板改修で15万9,000円。暴風雨により校名看板が崩れまして、落下の恐れがあるため修繕を行うものです。そのほか小坂小学校樹木伐採処分費28万円、御船小学校樹木剪定費11万円、これも暴風雨により樹木が折れたり危険なため、伐採や処分に係る経費を補正したものであります。特に、御船小学校については、10メートル程度の高さの位置の枝が折れたりしているため高所作業車を用い、伐採等を行います。

次に、田代東部社会教育センター屋根修繕費９万8,000円、屋根を覆ってあるシートが風により剥がれまして、雨漏りの恐れがあるため張り替えを行う必要があるためです。

次に、学校給食センター汚水排管修繕費27万円、これは法面に汚水排管を埋設していましたが、大雨により桝と排管が損傷したため、早急に修繕する必要があったためであります。

次に、10款、災害復旧費、補正額103万6,000円、補正後27億9,540万1,000円。これは、林道矢部・水越線、林道柚木線補修費に係る重機等の借上料です。台風３号や豪雨等により土砂が林道に崩れてきたり側溝に土砂が詰まっており、その廃土等に係る経費を補正するものであります。

補正合計204万9,000円、補正後158億2,662万6,000円となりました。今回は、応急に必要となった維持・補修に係る経費の専決を行いました。今後も本復旧に係る経費を９月議会等で補正を行う予定としております。

次に、御専第９号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）予算書を御覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,592万6,000円とする。

それでは、詳細について御説明いたします。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。５款、繰越金、補正額46万8,000円、補正後46万9,000円。これも平成28年度から29年度への繰越金を予算化しております。

５ページを御覧いただきたいと思います。歳出になります。１款、総務費、補正額46万8,000円、補正後1,562万6,000円。これは、吉無田簡易センターホール天井修繕費46万8,000円です。台風によりまして玄関扉が風によりがたつき、すぐ上の天井の一部が落ちたため修繕するものであります。

以上で、報告第５号、専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（田端幸治君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○６番（田上　忍君）　予算説明書の歳出の４ページですが、給食センターの排水管が損傷を受けたということですが、これによる影響はどれぐらいあったんでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君）　７月７日、金曜日の給食が状況的にどうしても作ることができませんでしたので、代用品で賄っております。

○６番（田上　忍君）　と言うことは、一日だけということでよろしいんですね。

じゃあ続いて、７月７日といえば、この日は何かあったと思いますが、要するに給食センターが機能しなかった、使えなかった。いわば子どもたちに・・職員が集めたということで、こういう報告というのは、誰にするのかな、我々議員には。

○学校教育課長（坂本朋子君）　すみません、御家庭に対してはすぐに連絡をしたんですけれども、議会には失礼しておりました。申し訳ありません。

○６番（田上　忍君）　たまたまその日は全議員が集まっている。そして教育長もその議会全協に、おられたと思うんですよ。どうしてその日まで報告はなかったのかなと私は思ったんですが。その日議員が全員集まっていたはずです。

○教育長（本田恵典君）　７月７日の日程、それから議員の皆様がお集まりになっていたという事情については、私もちょっと把握をしておりませんでしたけれども、非常に緊急を要する事態でございましたので、教育委員会全体が少し慌てているという状況もございまして、とにかく子どもたちにいかにして早く給食を届けるべきかということで、県の学校給食会等々と連絡とか、そちらに追われてしまっていまして、本当に申し訳なかったと思っておりますし、これからは遺漏なく御連絡を申し上げたいと、御報告を申し上げたいと思っております。

○６番（田上　忍君）　執行部も連絡を受けていたと思いますから、こういう非常時期にあたかもわかっていると思うんですよね。だったら、せっかくそこに議員が集まっているんだから、今日はこうだったよという報告ぐらいあってもいいのかなと思いました。

それから、次、緑の村の事業の件で、修繕費ということで上がっております。今回北部九州豪雨災害では大きな木がたくさん倒れたり流れたりしております。緑の村にも大きな木がたくさんあるところがある。その辺の危険性等はどうなんでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君）　お答えします。

緑の村の管理センター、キャンプ場付近なんですけれども、災害、この間の台風の影響で倒木はしておりました。その片付けは一応終わっております。危険性についてもキャンプ場の利用がございますので、常時点検しながら進めていきたいと思います。

○６番（田上　忍君）　今後も、そういうふうな台風で倒れるとか更に大きな被害があると思うんですよ。もう事前に、予防的な予算を取って、そして解決してもらえればと思います。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖　徹信君）　さっきの田上議員の質問と同じというか、何ですけれども、いろんなことにおいて、今まで教育長に対してでも執行部に対してでも何かあったら報告してくださいと、議会は常々言ってきたと思うんです。その日に報告はなくても、その次に全員協議会等いろいろあっているわけです。そのときの報告がなかったというのは何かの理由があるわけですか。

○教育長（本田恵典君）　大変申し訳なかったと思います。７月７日は担当課長からは御連絡をしたけれども通じなかったという事情も聞いておりまして、その後、今議員がおっしゃったようにきちんと、その後にでも報告をするという意義があったということで反省をしております。申し訳ございません。

○11番（沖　徹信君）　７月７日はもう連絡とれなかったならとれなかったでいいですよ。その後です。何か、教育委員会という執行部ともども、こういう問題は何回と起きているでしょう。何で報告しないんですかということを言ってきたけど、全然その物事に対する反省というのはゼロじゃないんですか。

○議長（田端幸治君）　はい、ほかには質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　報告第６号　専決処分の報告について

○議長（田端幸治君）　日程第４、報告第６号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第６号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第10号、御船小学校敷地内の車両損傷事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君）　それでは、議案書の４ページを御覧いただきたいと思います。

御専第10号につきまして、少し説明を加えたいと思います。御船小学校敷地内の車両損傷事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要です。御船小学校運動会終了後、児童の片付け作業中における車両損傷事故について、下記の者と御船町が示談の上、損害賠償額を決定した。

相手方です。御船町辺田見179の20、渡邉さおり（ワタナベサオリ）さんです。損害賠償額が６万4,000円です。

事故状況及びその対応について申し上げます。平成29年５月27日、御船小学校の敷地内において運動会終了後、児童数名が一輪車を使い片付け中に駐車中の保護者の車両に接触し損傷させたものであります。これにつきまして、平成29年６月29日に相手方との協議により示談が成立したものであります。

したがいまして、地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づき、平成29年の６月29日に専決処分を行いましたので、同法第180条第１項の規定に基づきまして報告申し上げるものです。

○議長（田端幸治君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　報告第７号　専決処分の報告について

○議長（田端幸治君）　日程第５、報告第７号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第７号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規

定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第11号、上益城平坦地区広域農道事故損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君）　では、引き続き議案書の６ページを御覧いただきたいと思います。

御専第11号です。上益城連担地区広域農道事故損害賠償額の決定について。

まず概要です。マミコゥロードにおける事故について、下記の者と御船町が示談の上損害賠償額を決定しました。

相手方、甲佐町大字東寒野1108番地、鳴瀬美善（ナルセミヨシ）さんです。損害賠償額が４万703円です。

事故状況及び対応につきましては、平成29年４月22日、午後零時30分頃、御船町大字滝尾玉虫付近のマミコゥロードをバイクで走行中、路面に窪みがあり、その衝撃でバイクがバウンドし、後部の荷物入れが落下し損傷したものであります。このことにつきまして、平成29年７月20日示談が成立し、提案理由のとおりであります。平成29年７月25日に専決処分を行ったものでありますので、自治法第180条第２項の規定に基づき、今回報告するものであります。

○議長（田端幸治君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖　徹信君）　この前も、車の事故というか、あれはマンホールだったかな、道路パトロールというのはどういうふうになっているんですか。こういう軽易な事故というか、こういうのが非常に多いように思いますけれども、道路の道路パトロールそれから気づいたときの修理に関する日数、そこら辺はどうなっていますか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えいたします。私から、広域農道の管理についてお答えいたします。

広域農道につきましては、大雨または強風があった後、台風があった後はすぐパトロールをやっております。それで、倒木等があれば、そこで処理すると。また、路面に窪み等があれば、応急の補修、舗装次第で応急処理をするということになっております。ただ定期的なパトロールというのはなかなかできませんので、現場に行くときに通ったときに気づいたらその都度補修を行っているというところです。

○11番（沖　徹信君）　マミコゥロードの場合には農業振興課担当になりますけれども、ほか

の町道です、そこら辺の管理は建設課だと思いますけれども、そこら辺の道路の状況の把握というのは、何か問題点が出たときにどこら辺で把握しているのかを説明願います。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

町道における維持管理につきましても、定期的にということもありますが、大体月に１回ぐらいまでということになりますけれども、パトロールを行っているというところです。また、連休とか、お盆、正月、そういった休みが重なるようなときには事前にパトロールを行って、そういった路面の悪い部分については、随時指導を行っております。

また、そのほかにおいても、なかなかパトロールだけでは把握できない部分もあります。そういう部分については地域の方々からの、区長さん等が主になるわけですけれども、からの報告等を受けた時点で、早急な対応を、緊急的な対応をしておるという状況であります。

○11番（沖　徹信君）　事故等がここ数年で非常に多いと思いますけれども、専決、専決という形でやっている事故がです。もうちょっと地域の方々との連絡をとりながら、道路の維持管理というのは十分注意してやっていただきたいと思います。

町長はいかがですか。

○町長（藤木正幸君）　はい、言われたとおり、今後また改めてその辺を指示してまいりたいと思っております。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

○４番（中城峯英君）　こういった交通事故にしてはこれはそうですけれども、軽微な交通事故ではありますが、沖議員が言われるように非常に多発をしております。こういった状況は、地元の区長が把握をしております。なかなか修理をしてくれないという話も聞きますので、再度情報提供していただきたいということが１つと、こういった事故でも警察に届け出をして、現場検証をして、そしてその上で示談をされるのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えをいたします。

ケースバイケースといいますか、そのケースによるわけですけれども、こういった物損等の場合においては警察に届けるとか、そういったことは、内容としては・・・。

失礼しました、事故証明等の対応が必要ですので、その都度警察に届けた上で、町としても管理者として対応をしていく。また、ここに全国市町村損害賠償という保険により対応をするわけですけれども、そういった上においても、関係機関との連携をとりながら対

応している状況であります。

○４番（中城峯英君）　どうも明確に明快な回答がいただけないようですけれども、場合によっては、これはそういった間違いない事故とは思いますけれどもね。いろんなケースが考えられますので、やっぱり警察も仕事ですから、きちんと警察に届け出て、そして後は当然示談になりますけれども、そういった手続きをとられたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

今申し上げましたように、ちょっと私が最初勘違いをしておりましたけれども、警察等にはその都度届け出をした上で対応しているところであります。

○11番（沖　徹信君）　これは、損害保険で払ってあるわけでしょう。どうなんですか。保険対応ですか、それとも町の予算からの対応ですか。

○総務課長（吉本敏治君）　では、保険について私からお答えさせていただきます。

これは当然町の一般会計を通してのことですので、専決処分を行って、補正予算に計上して支払うということになりますが、総合賠償保障保険に加入していますので、まず、その事故の状況に応じまして、相手方との負担割合を最終的には定め、それが示談のもととなります。結果としまして、町が100％悪いということはあまり出てきません。走行中の注意不足等も、車両を運転している方にも課せられますので、そういった部分に基づきまして、半分ずつであれば５対５、場合によって７対３とか６対４とか、そういったことを総合賠償保障保険の加入をしております町村会で弁護士がいらっしゃいますので、最終的には片付かないような場合には弁護士等にも加入をしていただきますけれども、そういうやりとりの中で示談を決定しているということであります。

御指摘のとおり、保険金で例えば被害金額の５割が保険金で賄われると、そういったことになるということになります。あとの場合については、５割でしたら御本人の負担ということで、保険金が入ってくる分を、こちらは歳出してまた組み込むということになります。

○11番（沖　徹信君）　それでしたら、今度から過失割合が何対何だったから幾らの損害保険、だからその損害保険で支払ったとしていただきたいと、ちゃんと明記していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　損害の負担割合そのものについては議決事項ではありませんけれ

ど、町村会とも協議をしました上で、個人情報に係る部分がある可能性もありますので、その辺を検討しながら今後やっていきたいと思います。

○11番（沖　徹信君）　保険の割合というとも個人情報になるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君）　全体の被害金額に対して、例えばこの金額が４万703円の金額が２割だったとすると、おのずと全体の被害金額が出てきますし、個人のお支払いになる金額も出てくるということになりますので、そういった観点から申し上げたところです。

○11番（沖　徹信君）　それでは、これはちょっと過ぎたことですけれども、御船小学校の場合はどうなるんですか。

○総務課長（吉本敏治君）　御船小学校の駐車場の件も、その状況に応じて被害金額についての負担割合を定めて示談をしたということになります。

○11番（沖　徹信君）　だから、この場合には車が止まっていたわけでしょう。ということは、10対ゼロということになるわけでしょう。

○総務課長（吉本敏治君）　おっしゃるとおり、この場合は10対ゼロということになります。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君）　今マミコゥロードの話が出ました。このマミコゥロードは今は県が担当しておりますか、町が担当しておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

マミコゥロード、広域農道につきましては、町が管理しています。

○13番（岩田重成君）　今、草を切っておられます。その中でガードマンがいらっしゃいません。国道445号は必ずガードマンが付いておられます。しかしながら、今朝も草を切っておられましたが、ガードマンはおられません。大変朝から渋滞しております。だけん、必ずガードマンが必要と私は思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　今除草作業については委託で契約をして発注しております。今後は委託業者を指導しまして、安全管理には努めていきたいと思います。

○13番（岩田重成君）　割合安いからガードマンは雇えないということかもしれませんが、ぜひともガードマンは必要と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田端幸治君）　ほかにありませんか。

○３番（岩永宏介君）　そしたら、先ほど総務課長で負担割合、このマミコゥロードでの事故なんですが、負担割合として、役場の過失割合が100％になるということはあまりないとい

う発言だったと思いますが、例えば、こういう６ページの御専第11号のマミコゥロードにおける事故なんですが、この場合、このケースでは過失割合はどんなふうになっていますか。

○総務課長（吉本敏治君）　過失割合まで私も今記憶をしておりません。

○３番（岩永宏介君）　そういうところをきちんと出していただかないと、私たちは議員としての務めがまずできないと感じます。それが１点です。

それから、こういう事故が起きた場合の、まず示談交渉に当たるのはどの部署ですか。

○総務課長（吉本敏治君）　まず、現場で事故が起きた場合、その担当課、主に町道の場合は建設課になるわけですけれど、事故の報告が総務課に上がってまいります。そして、総務課からその状況について、総合賠償保障保険の相手方である町村会と協議をするということになっております。担当課は総務課になります。

○３番（岩永宏介君）　担当課は総務課ということはわかりましたが、そしたらその後は総合保険の会社の方が直接相手方と交渉するということでよろしいでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　はい、そういうことになります。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議案第16号　工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君）　日程第６、議案第16号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　議案第16号、工事請負契約の締結について。町道下鶴・堂山線道路災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君）　それでは、議案書の７ページを御覧いただきたいと思います。議案16号、工事請負契約の締結について、中身について説明いたします。

まず、工事名が、町道下鶴・堂山線道路災害復旧工事であります。工事の理由につきましては、昨年４月の熊本地震により道路が被災し、維持管理上支障となることから道路災害復旧事業によりこの復旧を行うものであります。

工事場所は大字滝尾地内であります。契約金額は4,530万6,000円。契約の相手方は御船町大字滝尾135番地１、明和建設株式会社であります。詳細につきましては、議案説明書を御覧いただきたいと思います。

○議長（田端幸治君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖　徹信君）　今度の場合には、工事区間というのは６カ所あるんですかね。それをまとめて１工事という形で発注してありますけれども、今後、災害等で非常に工事本数が出ると思いますけれども、今後ともこういう発注の仕方をやるんですか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします

この工事の区間といいますか、工区の設定についてでありますけれども、これについては、工事のというか、復旧の現場の状況によってもいろいろと判断をしていく部分もあります。今回、こういった熊本地震それから梅雨前線豪雨と非常に件数も多く、被害額も高額に上っているわけですけれども、発注を行う際に、円滑な発注を行うというのが大前提でありますので、そういったいろいろな条件を加味した上で、その発注についてはその都度検討していきたいと考えております。

○11番（沖　徹信君）　これは一つずつ入札するのと６個まとめて入札というのは、どちらが率的にはいいわけですか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

そうですね、先ほども申し上げましたとおり、発注をスムーズに行うためにこういった形をとる場合もありますし、いろいろな工事に係る経費等がありますが、そういったものを勘案しながら発注をしていく場合もあります。ですから、実際言うと、こういったトータル的にまとめて発注をしていたほうが経費等から考えると効率的にはいいと考えております。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　討論なしと認めます。

これから、議案第16号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（田端幸治君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第17号　工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君）　日程第７、議案第17号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　議案第17号、工事請負契約の締結について。普通河川藤木川河川災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君）　議案書の８ページを御覧いただきたいと思います。

議案第17号につきまして、まず工事名でありますが、普通河川藤木川河川災害復旧工事となります。工事の理由につきましては、昨年６月の豪雨災害により本河川が被災をし、維持管理上支障となるところから、今回この河川の災害復旧事業によりこの河川の復旧を行うものであります。

工事場所につきましては、御船町大字水越地内です。契約金額4,179万6,000円です。契約の相手方、御船町大字高木4848番地１、株式会社やすらぎ住建です。

○議長（田端幸治君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（田端幸治君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第18号　工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君）　日程第８、議案第18号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　議案第18号、工事請負契約の締結について。小坂小学校普通教室等改築及び校舎災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君）　議案書の９ページを御覧いただきたいと思います。議案第18号です。

まず、本議案の工事名、小坂小学校普通教室等改築及び校舎災害復旧工事であります。工事の理由につきましては、昨年の熊本地震により被災した小坂小学校校舎の一部の改築工事と一部の復旧工事を併せて行うものであります。工事場所につきましては、御船町大字小坂地内です。契約金額４億5,252万円。契約の相手方、熊本市東区尾ノ上４丁目20番11号、株式会社竹内工務店です。

○議長（田端幸治君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（田端幸治君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　発議第１号　平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨災害からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書の提出について

○議長（田端幸治君）　日程第９、発議第１号、「平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨災害からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○１番（清水　陟君）　発議第１号、平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書の提出について。

次の議案を、御船町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成29年８月10日提出。

提出者、御船町議会議員、清水蕙。賛成者、御船町議会議員、藤川博和。

提案理由。平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出する。これが、この議案を提出する理由である。

平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書（案）。

今年７月九州北部地方で猛威を振るった豪雨は、福岡県朝倉市をはじめ災害という大きな爪痕を残し、現在も復旧に追われている状況であり、また東北の秋田県や北陸の新潟県においても豪雨による被害が報告されている。本町においても、平成28年熊本地震は４月14日の前震、同16日の本震という二度にわたる激震と1,000回を超える余震、また平成28年６月20日からの梅雨前線豪雨により、１時間の雨量が119ミリという記録的な豪雨に見舞われ、地震災害に加え豪雨により大規模な土砂崩れ等が発生し、農業施設また道路や河川等の公共土木施設等が町の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生した。

地震発生直後から国をはじめ熊本県や関係者の支援を受けながら町を挙げて、この災害の復旧には膨大な経費を投じることとなり、自主財源に乏しい本町は危機的な財政状況にあり今後、被災者の生活再建と地方自治体が復旧・復興に取り組んでいくためには、国による長期的な財政支援が必要である。

よって、国においては新たな補助制度の創設や補助事業の対策、要件の緩和、また補助率の嵩上げなどの自己負担の軽減に向けた財政措置のため、次の事項について措置を講じられるよう、強く要望する。

記

１、自治法に基づく中長期的な建設支援に係る財政支援について。自治法に基づく中長期的な職員（土木技術職）の派遣要請に対し、充足率が非常に低く、その補填する措置として任期付職員の任用を余儀なくされている。この任期付職員に係る人件費は一般財源で対応しなければならない。大きな財政負担となっているので、特別交付税等での財政支援を求める。

２、介護保険料減免について。平成28年度の介護保険料災害減免率補填は10分の10、調整交付金（国庫）であるが、平成29年度分は10分の９調整交付金、10分の１町負担となるため、全額交付税措置を求める。

３、子どもたちのための教育・保育給付災害臨時特例補助金について。平成28年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付申請で実績報告後にもかかわらず、継続した家屋内調査で罹災判定が上がった対象者が減免申請の手続きにより、平成28年度分の保育料補填が生じている（現状では、実績報告後、保育料減免は町の持ち出し）によって、当該補助金の継続を求める。

４、公立社会教育施設災害復旧補助金について。建物補修復旧に関しては諸経費率が15％である。通常の国が示す建築工事の諸経費率で復旧工事の経費を算定すると、経費の差が広がり、かなり開きがある。災害が大きい高額な工事ほどその差が広がり、社会教育施設は全般に災害復旧工事が高額である。未だ、社会情勢では建築工事の発注も多数あり、通常国が示す経費で入札を行わないと不落の可能性があるため、本補助率の対象となる諸経費の通常の国が示す建築工事の諸経費率で認められるよう要望する。

５、災害震災復旧対応職員不足による補足に対する経費に係る財政支援の拡充について。現在、震災対応職員の不足に対する中長期派遣職員に係る経費については、特別交付税で

８割が措置されているが、財政力の弱い小規模自治体には２割の負担でも大きな財政負担となっている。被災自治体負担の軽減の観点から、措置率の嵩上げ（８割から10割）を要望する。また、現状では、町が要望した中長期派遣職員数を充足しておらず、災害復旧事業の進捗に影響が出るほどの深刻な人員不足となっている。中長期派遣職員の不足に対する代替措置としての任期付職員の採用や民間コンサル等への外部委託等経費についても同様の措置を講じていただくよう要望する。

６、災害公営住宅設備に係る経費に対する財源支援について。災害公営住宅整備としては、被災者の生活再建に向け、100戸程度の整備を予定しているところであるが、建設に対する国庫補助や被災充当、家賃低廉化事業の補助率の引き上げなどの財政支援はあるものの、家賃収入があるとのことから、交付税措置は行われないとのこととなっている。

しかし、通常の公営住宅のように、町の総合計画に基づき、計画的に整備するのとは違い、災害により、突如整備を余儀なくされた形であり、既に400戸を超える町営住宅もあり、新たな公営住宅の整備は非常に財政負担を感じているところである。家賃収入についても、施設の維持管理費に充当することとなり、償還金に充当できるかどうか疑問である。

そこで、少しでも被災自治体負担を軽減するため、用地取得に対する補助制度の創設を要望する。併せて、木造仮設住宅を災害公営住宅として利用する際に係る用地購入費や修繕費に係る財政的支援の創設についても要望する。

７、地域内公共交通の確保のための支援。御船町人口ビジョンでは2025年に高齢者人口がピークを迎え、中山間地を抱える本町が生活を維持するための公共交通が欠かせない。今回の地震でコミュニティバスの運行は道路状況の悪い中、被災地域住民の足を確保するため、早急に運行がなされた。運行には採算性を欠き、財源としては一般財源であり、町の財政に影響を与えている状況であり、補助制度の新設を要望する。

８、新たな町づくりに向けた支援。甚大な被害を受けた本町では、今後集落の維持や産業振興など、さまざまな観点から、新たな町づくりや災害に強い町づくりを実施していく必要がある。被災町村である本町は財政力が低い中、巨額の財源が必要となり、さらなる財政負担が増してきている。本町の３月末に震災復興計画を策定し、４月から新たにコミュニティ推進係を新設し、住民の生活の早期復旧のため町づくりに対する強力な支援を行っている。そのため、幅広い財政需用に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度や、今後必要となる事業の制度拡充のために、地方負担の軽減に向けた財政支援措置の充実を

要望する。

９、被災者制度生活改善に向けた仮設住宅及びみなし仮設入居者の被災全体の再建に係る措置費用の補助創設、仮設住宅及びみなし仮設入居者から入居期間の終わりが少しずつ見えてくる中、今後の生活再建の焦りや不安の声が上がっている。本町では、５月末現在で仮設住宅入居者が419世帯、みなし仮設入居者が379世帯と、合わせて79世帯の方が利用されている。同時に、災害公営住宅整備については、被災者の住宅政権に向け、100戸程度の整備を予定しているところである。

本町の平成28年４月１日現在（被災前）の人口は１万7,658人であったが、平成29年８月１日現在は１万7,243人と、震災前と震災後では415人の人口流出となっている。人口の流出により、山間部ではコミュニティの維持が困難な状況でもある。自治体の人口流出を防ぐため及び被災者の再建を支援するために、被災前の自治体での再建をする場合、引っ越しに係る費用に対する補助の創設を要望する。

10、平成30年度政府予算編成及び施策に関する要望。熊本地震に対する復旧・復興に係る経費に対する継続的な財政支援について、御船町震災復興計画において、平成28年度から31年度までの４年間を復旧期、平成32年度から35年度までの４年間を復興期と位置付けており、復旧・復興には最低でも８年という期間を要すると想定している。災害、震災対応に係る経費は本町のような財政基盤の脆弱な小規模自治体には大きな負担となり、さらに震災復興計画に掲げた事業を推進していくためには、さらなる財政出動が必要となってくる。確実な復興に向けた歩みを進めていくために、補助制度の維持や交付税措置などを含めた継続的な財政支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年８月10日、熊本県上益城郡御船町議会議長、田端幸治。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、野田聖子様。

厚生労働大臣、加藤勝信様。

文部科学大臣、林芳正様。

国土交通大臣、石井啓一様。

内閣府特命・担当大臣、小此木八郎様。

○議長（田端幸治君）　質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

清水議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　討論なしと認めます。

これから、発議第１号、「平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨災害からの復旧・復興に係る特別な支援を求める意見書の提出について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（田端幸治君）　起立多数です。よって、本件は原案のとおり提出することに決定されました。

これで、平成29年度第４回御船町定例会８月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（田端幸治君）　異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第４回御船町議会定例会８月会議を終了します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１１時２８分　休　会

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員